

国土交通技術会議 運営規則(案)

(国土交通技術会議の運営)

第一条 国土交通技術会議(以下、「会議」という)の議事の手続きその他会議の運営に関しては、国土交通技術会議 設置要領に定めるもののほか、この運営規則の規定するところによる。

(委員以外の者の出席)

第二条 委員長は、委員以外の者の出席を求めることができる。

(議事概要)

第三条 会議の議事については、議事概要を作成するものとする。

(議事の公開)

第四条 会議及び議事概要は、速やかに公開する。ただし、初回の会議は冒頭のみを公開とし、会議資料及び議事概要を会議終了後、速やかに公開するものとする。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。この場合、非公開の理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

(雑 則)

第五条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に重要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成17年3月4日から施行する。

国土交通技術会議 設置要領

(設置)

第一 国土交通省における技術開発、技術活用、産学官連携のあり方等の技術施策に係る重要事項を検討するために、国土交通省に国土交通技術会議(以下、「会議」という)を設置する。

(構成)

第二 会議は、学識経験者等の有識者を委員として構成する。
2 委員長、委員長代理及び各委員は、技監が定める。

(委嘱)

第三 委員は、技監が委嘱する。

(委員長等の職務)

第四 委員長は、会議の会務を総理する。
2 委員長に事故があるときは、委員長代理がその職務を代理する。

(事務局)

第五 会議の事務局は、大臣官房技術調査課、総合政策局技術安全課に置く。

(任期)

第六 委員の任期は1年とする。

附 則

この要領は、平成17年3月1日から施行する。